

防災委員・自治会役員・防災会役員の 災害発生直後の行動マニュアル

1. 地震の発生時

自治会防災会では、震度6～7の時でも、建物は持ち堪えると想定し、屋内待機で様子を見ます。但し、危険と感じたら周囲に注意し外に出して下さい。

自身および家族の安全を確保したうえで、自治会室に参集、その後、声かけ希望の自治会員の安否確認を行います。状況により、初期消火活動、救出救助活動、安全処置活動、避難誘導活動、在宅被災者物資配布活動を行います。

(1) 自治会室に参集の判断基準（震度による対応）

①震度5弱のとき

自身および家族の安全を確保したうえで、自治会室に自主参集して下さい。

②震度5強以上のとき

自身および家族の安全を確保したうえで、自治会室に参集して下さい。（集会所が使用できない場合は、地域防災ステーション（緑風公園）に参集して下さい。）

救援活動参加の有無を第二住宅ホームページの「災害時メール」から送信して下さい。参加できる場合は、救援活動参加の有無で「あり」を選択、参加できない場合は、救援活動参加の有無で「なし」を選択して送信して下さい。

救援活動 参加有無の確認

* 必須の質問です

1. 棟と部屋番号（ハイフン無しの4桁、又は5桁 例：42101または42-101）*

回答を入力

2. 氏名*

回答を入力

3. 救援活動参加の有無？*

あり（参集OK：参集出来る）

なし（参集NG：参集出来ない）

4. 災害の状況（被害無しは記入なしで可、簡易報告として、1：物の落下散乱、2：家具転倒の数字を入力して下さい。）

回答を入力

送信

フォームをクリア

- ※1. 暴風警報が発令されている場合は屋内待機とし、解除後に活動を行います。
- ※2. 地震が日没後の夜間に発生した場合は、懐中電灯を持参して活動を行います。
- ※3. 集会所が閉まっている時間帯の場合は、管理組合・自治会役員の方が鍵を開け、集会所の安全確認を行います。

(2) 災害対策本部の立ち上げ

①震度 5 弱のとき

第二住宅内の安全確認（倒木による通行妨害、危険箇所発生の有無の確認）を行います。

②震度 5 強以上のとき

防災会会長は災害対策本部を設置し、保管されている「安否確認シート」を取り出します。防災会会長は豊川北小地区防災委員会の活動を行う為、副会長が活動の指揮を行い、防災委員、自治会役員、防災会役員は情報活動、安否確認等の活動を行います。

【防災委員、自治会役員、防災会役員の活動の見える化について】

ホワイトボードに、本部活動担当表・安否確認担当表と活動表のシートが貼られ、活動内容が変わる毎に「ネーム入りカラーマグネット」を移す事により、誰がいま、どの活動を行っているかの見える化を行います。各担当表の左側の欄には役割分担表に基づき、「ネーム入りカラーマグネット」が貼られています。

マグネットを貼るシート

本部活動担当表		【救援活動参加「あり」】	
豊北小地区 防災活動			
災害対策 本部			
情報活動			

安否確認担当表		【救援活動参加「あり」】	
1区			
5,6,7,8			
9,10,11			
2区			
3,4,12			
13,14			
3区			

活動表

豊川北小地区 防災活動	災害対策本部活動	資器材管理活動	避難誘導活動	待機
	情報活動	初期消火活動		
参集NG	安否確認活動	救出救護活動	在宅被災者 物資配布活動	
	1区 5,6,7,8 9,10,11			
	2区 3,4,12 13,14			
	3区 1,2,15 16,17,18			
	4区 19,20,21 22,23,24	安全処置活動		
5区				

(3) 対策本部活動（対策本部設置直後の作業）

- ①集会室に本部活動担当表・安否確認担当表に「ネーム入りマグネット」が貼られているホワイトボードと活動表のホワイトボードを準備します。
- ②安否確認区ごとの机を準備し、「安否確認シート」を区ごとに綴じているクリップボードと筆記用具を机に置きます。

(4) 情報活動

- ①防災委員、自治会役員、防災会役員からのメールを確認し、救援活動参加「あり」の場合は発信者の「ネーム入りマグネット」を安否確認担当表・本部活動担当表の【救援活動参加「あり」】の欄に移します。救援活動参加「なし」の場合は発信者の「ネーム入りマグネット」を活動表の参集 NG の欄に移します。
同時にメールに記載されている状況内容で、共有すべき情報はメモに書いてホワイトボードに貼ります。
- ②各活動班からの状況報告を受けて災害対策本部と対応を検討、必要な場合は消防署へ出動要請、或いは豊川北小避難所へ連絡します。
- ③地震に関する箕面市からの情報、豊川北小避難所の情報等、共有すべき情報はメモに書いてホワイトボードに貼ります。
- ④安否確認班から安否確認シートの報告を受け、パソコンに入力します。
全ての区からの報告終了後、安否確認集計結果を報告用の用紙に記入し豊川北小避難所に報告します。
- ⑤第二住宅居住者に共有すべき情報を第二住宅ホームページにて発信します。

(5) 安否確認活動

3人以上のグループで対象区の安否確認シートを持ち、安否確認を行います。

- ①担当区のクリップボードの1枚目の安否確認シートの右下の【黄色いハンカチ確認者】欄に記入日と出勤者全員の部屋番号・名前を記入します。
- ②3人以上で救援活動参加「あり」の方全員が参集されたら、安否確認活動の対象区に「出動」のマグネットを貼り、安否確認に出動して下さい。
- ③安否確認シートに黄色いハンカチの確認状況及び周辺の状況を記入します。(消火活動が必要な場合は情報班に連絡をします。)
- ④声かけを希望している部屋の黄色いハンカチが確認できない場合は、声かけを行います。

例えば、「第二住宅自治会防災会です。大丈夫ですか。」

声かけで救出救護を求めている場合は、情報班に連絡します。

声かけで在宅或いは返答無しの状況を安否確認シートに記入します。

- ⑤安否確認が済みましたら、集会所に戻り安否確認活動の対象区の欄に「確認済み」のマグネット貼り、安否確認シートの集計を行います。
集計内容は安否確認シートの右下の【件数又は人数の集計】欄の黄色の欄の件数、在宅の欄の件数、不明の欄の件数です。
- ⑥安否確認シートを情報活動班に渡すと同時に安否確認結果の報告と安全処置が必要な場所がある場合は災害対策本部と検討を行います。

(6) 資器材管理

- ①4人以上で地域防災ステーションの蓋を開け、持ち出し可能な状態にします。
- ②蓋を開けた後は2人以上で、初期消火活動・救出救護活動・安全処置活動に必要な資器材を取りまとめ活動班に渡し、持ち出し資機材、持ち出し場所を記録します。

(7) 初期消火活動

- ①3人以上で初期消火活動に必要な資器材（例えば消火器）を準備し、初期消火活動に出動します。（対象の部屋番号をメモに書いてホワイトボードに貼ります。）
- ②初期消火活動行い、状況を情報活動班に報告します。

(8) 救出救護活動

声かけで救出救護を求めている部屋に対して救出救護活動を行います。

- ①3人以上で救出救護活動に必要な資器材を準備し、救出救護活動に出動します。
（対象の部屋番号をメモに書いて、ホワイトボードに貼ります。）
- ②救出救護活動を行い、状況を情報活動班に報告します。
（想定）家具の倒壊による被災者の救出活動
怪我をしている場合は状況を情報活動班に報告、情報活動班は対策本部に報告し手配を行います。

(9) 安全処置活動

安否確認で安全処置が必要な場所に対して安全処置活動を行います。

- ①3人以上で安全処置活動に必要な資器材を準備し、安全処置活動に出動します。
（対象場所をメモに書いて、ホワイトボードに貼ります。）
- ②管理組合と連携し安全処置活動を行い、状況を情報活動班に報告します。
（想定）屋内の水道管破裂時の対応 → 元栓を止めます
屋外の水道管破裂時の対応 → 元栓を止めます
倒木による通行妨害の場合は倒木の除去、又はコーンとロープで囲います。
石垣の崩れ、フェンスが倒れる等の危険個所はコーンとロープで囲います。

(10) 避難誘導活動

避難誘導を必要とする居住者（高齢者、或いは集会所に避難してくる居住者）を避難所へ誘導します。集会所に避難してくる居住者への対応としては、集会所が避難指定場所ではないことを説明し、避難所へ誘導します。急を要する場合は、一時的待機場所として受け入れ、追って避難所へ誘導します。

- ①2人以上で避難誘導活動に出動します。（避難者の部屋番号と名前をメモに書いてホワイトボードに貼ります。）
- ②避難者を誘導後、避難誘導の結果を情報活動班に報告します。

(11) 在宅被災者物資配布活動

インフラや物流が途絶えた状況の中、自宅で生活を続けるためには、発災後4日目以降の食糧配布・給水、介護や介助の確保、家庭用医療機器などの充電、仮設風呂の利

用などの支援が必要です。

在宅で支援を必要としている人の人数、必要食事数、又介護や介助などの支援を必要としている人の情報などをとりまとめて避難所に報告します。避難所から市災害対策本部に報告され、必要な救援物資やボランティアなど手配されます。

食糧などの物資は、避難所で自治会に配布されます。(箕面市大規模地震時の基本の避難所運営マニュアル 第1章避難所運営の基本事項 14. 在宅被災者の支援より)

- ①在宅で支援を必要としている人の情報を収集します。
- ②情報を取りまとめて避難所に報告します。
- ③避難所に救援物資を受け取りに行きます。
- ④集会所で救援物資を配布します。

2. 暴風警報の発生時

自宅待機とする。暴風警報が解除されたら、自治会室に自主参集して下さい。第二住宅内の安全確認（倒木による通行妨害、危険箇所発生の有無）を行います。

3. 実動時の服装

ヘルメット、名札(写真入り)、腕章、手袋、蛍光塗料付きベストは支給します。長袖上着着用のこと。靴は出来るだけ安全なスニーカー等を自前で行います。

以上